

湖北広域行政事務センター一般廃棄物最終処分場ならびに粗大ごみ処理施設の設置および管理に関する条例及び湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月27日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター条例第2号

湖北広域行政事務センター一般廃棄物最終処分場ならびに粗大ごみ処理施設の設置および管理に関する条例及び湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例

(湖北広域行政事務センター一般廃棄物最終処分場ならびに粗大ごみ処理施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第1条 湖北広域行政事務センター一般廃棄物最終処分場ならびに粗大ごみ処理施設の設置および管理に関する条例(平成2年湖北広域行政事務センター条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「

湖北広域行政事務センター余呉一般廃棄物最終処分場	長浜市余呉町中河内897番地
湖北広域行政事務センター杉沢一般廃棄物最終処分場	米原市杉沢地先

」を「

湖北広域行政事務センター余呉一般廃棄物最終処分場	長浜市余呉町中河内897番地
--------------------------	----------------

」に改める。

第3条第1項第4号を削る。

(湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正)

第2条 湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「杉沢一般廃棄物最終処分場、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。